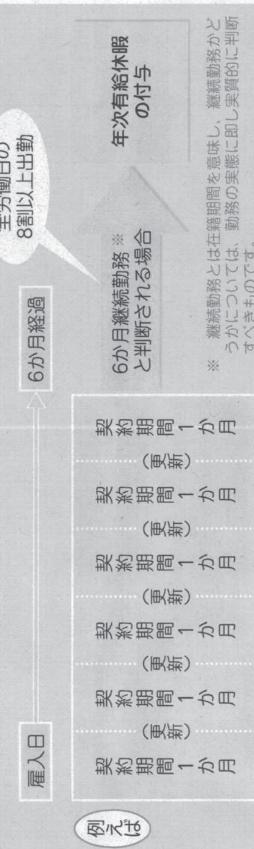


(6) 年次有給休暇について

Point 1 非正規雇用労働者にも年次有給休暇を付与しましょう ➤ 労働基準法第39条

- ・非正規雇用労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を付与なければなりません。

○ 年次有給休暇の付与の要件



○ 年次有給休暇の日数

雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数									
週所定労働時間 30時間以上	週所定労働日数 未満	1年間の所定労働日数	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年6か月以上
4日	169日から 216日まで	7日	9日	10日	12日	13日	13日	15日	15日
3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	11日
2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	7日
1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

- ・年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日（年次有給休暇付与日）において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。
- ・ただし、予定されている所定労働日数を算出しづらい場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものと「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- ・労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位としてえることができます。
- ・法定の年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、年5日の年次有給休暇の確実な取得義務付けられました。（対象労働者は、管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。）。
- ・労働者ごとに年次有給休暇簿を作成し、5年間（当分の間は3年間）保存する必要があります。

Point 2 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはしないようにしましょう ➤ 労働基準法第136条

- ・年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他の不利益な取扱いをしてはいけません。
- ・例えば、精勤勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されます。

(7) 解雇・雇止めについて

Point 1 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう ➤ 労働基準法第20条、労働契約法第19条、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条ほか

- ・やむを得ず労働者の解雇を行いう場合には、解雇までの日数に応じた解雇予告手当を支払う必要があります。
- ・予告を行わない場合には、解雇までの日数には、少なくとも30日前までの予告が必要です。



- ・有期労働契約を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- ※ 3回以上更新されているか、1年を超えて継続して雇用されているものに限り、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除きます。
- ・実質的に期間の定めのない契約と変わらないといえる場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められません。從来と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されれます。
- ・労働者から請求があつた場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

Point 2 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」 (平成15厚生労働省告示第357号)について

- ・有期労働契約については、契約更新の繰り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず突然、契約更新をせずに期間満了をもつて退職させなどの、いわゆる「雇止め」が大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を目的としたため、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が請すべき措置について定めたものです。

○ 予定されている労働契約の規定を守りましょう

Point 2 解雇について労働契約法の規定を守りましょう ➤ 労働契約法第16条、第17条第1項

- 期間の定めのない労働契約の場合
➡ 労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。
- 期間の定めのある労働契約（有期労働契約）の場合
➡ 労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合は、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

(8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

► 労働基準法第107条、第108条、第109条

- ・労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- ・また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度記入しなければなりません。
- ・これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間（当分の間は3年間）保存してください。

記載事項	労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由 等	労働者の年月日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額 等	最後の記入をした日又は当該賃金台帳に係る最後の賃金支払期日のいすれか遅い日から5年間（当分の間は3年間）
保存期間	労働者の退職等の日から5年間 (当分の間は3年間)		

(9) 安全衛生の確保について

Point 1 衛生管理体制を整備しましょう

- 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条、第18条ほか
- ・常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設置する必要があります。
- ・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- ・これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康的な労働環境の確保などを図りましょう。

Point 2 健康診断を確実に実施しましょう

► 労働安全衛生法第66条、第66条の4、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条の2ほか

- ※ 深夜労働等の特定業務に常時従事する者については、
○ 雇入れの際
○ 1年以内ごとに1回 ※

定期に健康診断を実施しなければなりません。

- ・短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健診

断が必要です。

- ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
 - ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
- なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。
- ・健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するため必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。

Point 3 ストレスチェックを実施しましょう

► 労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生規則第52条の9ほか

- ・常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ・ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ・ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心的的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

Point 4 過重労働による健康障害を防止しましょう

- 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講じてください。

「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」
(平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月改正)
の主な内容

- ・時間外・休日労働の削減
- 36協定は、限度基準((3) Point4参照)に適合したものとしてください。
- 月45時間を超過する時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
- ・労働者の健康管理に係る措置の徹底
- 時間外・休日労働が1月あたり80時間を超える場合の蓄積が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師による面接指導等を実施してください。

Point 5 労働災害の防止に努めましょう

- ・労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多い労働災害や転倒災害の防止に取り組んでください。
- ・以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
 - 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策～ KY活動～
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html)
 - 職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践 マニュアル
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html)
 - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11200000-Roudoudukiunjyoukyoku/kaijokango_2.pdf)
 - 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjiisanryo.html)
 - STOP腰痛災害プロジェクト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html)
 - ノロワイルスに関する Q & A
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenko_iyou/shokuhin/syokuchu/kamen/yobou/040204-1.html)
- ・労働者に対しては、雇入れの際及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配意しましょう。

